

# 児童発達支援センターと事業について

(法) 児童発達支援は、  
 ①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」  
 ②それ以外の「児童発達支援事業」

の2類型

(法) 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設

→「便宜を適切に供与することができる施設」と規定(予定)

## ○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
  - ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
  - ・「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場

